

一般社団法人日本受精着床学会 内規

評議会員選任に関する内規.....	1
理事長任期に関する内規.....	2
幹事選任に関する内規.....	2

評議会員選任に関する内規

(評議員の会員数等)

第1条 評議会員は、当法人の会員総数10名につき1名程度を選任する。

(評議会員の資格)

第2条 当法人の一般会員で、下記1から3に掲げる要件の全てを満たす者は、評議会員候補者となることができる。

1. 5年以上継続して本学会の正会員であること
2. 本学会の会費を滞納している者でないこと
3. 下記に掲げる要件のいずれかを満たす者であること
  - ① 最近4年間に日本受精着床学会に演題を1題以上発表していること（共同演者も可）。
  - ② 最近4年間に日本受精着床学会雑誌ないし Reproductive Medicine and Biology に研究論文1編以上の掲載があること（共著も可）。
  - ③ 生殖学研究施設の長またはこれに準ずる資格を有するもの。

(申込書の提出等)

第3条 評議会員になろうとする者は、理事又は執行会員の推薦を得て、別に定める様式による申込書を本学会の事務局に提出しなければならない。

- 2 現に評議会員である者に対しては、事務局から、引き続き評議会員を務める意向の有無について、確認を行うものとする。
- 3 第1項の申込書の提出及び前項の確認は、第5条により当該評議会員の任期が終了することとなる定時執行会員総会の開催日の2月前までに行わなければならない。

(評議会員の選任)

第4条 評議会員の選任は、第3条第1項の申込みをした者及び同条第2項の確認に対し継続する意向を表明した者の内から理事会が候補者リストを作成し、定時執行会員総会の同意を得て行う。

(評議会員の任期)

第5条 評議会員の任期は、その選任の年の翌々年の定時執行会員総会の終結時までとする。

2 他の評議会員の在任中に増員として選任された評議会員の任期は、他の在任評議会員の任期の終結の時までとする。

(規則の改廃)

第6条 この内規の改廃は、理事会の決議により行う。

以上

## 理事長任期に関する内規

(理事長の再任の上限)

第1条 理事長の任期は理事の任期によるものとし、その再任は理事任期2期を限度とする。

(規程の改廃)

第2条 この内規の改廃は、理事会の決議により行う。

以上

## 幹事選任に関する内規

(幹事)

第1条 本学会は、その業務を処理するため、幹事若干名を置くことができる。

(幹事の選任)

第2条 幹事は、理事長が推薦し、理事会の承認を得て選任する。

2 幹事は、本学会の執行会員又は評議会員の内から選任するものとする。

(任期)

第3条 幹事の任期は、その選任を行った理事の任期に従うものとし、再任を妨げない。

(規程の改廃)

第4条 この内規の改廃は、理事会の決議により行う。

以上